

# はちのフリーローン（株式会社クレディセゾン保証分）

## 保証委託約款（株式会社クレディセゾン） 新旧対比表

（下線部：改定箇所）

改 定 前	改 定 後
<p>第 6 条（求償権の事前行使）</p> <p>(1) 私について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社は第 3 条の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>⑦相続の開始があった時</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第 6 条（求償権の事前行使）</p> <p>(1) 私について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社は第 3 条の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第 13 条（契約の変更）</p> <p><u>金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は私に変更内容を通知することによりこの規定の内容を変更することができるものとします。</u></p>	<p>第 13 条（契約の変更）</p> <p><u>私は、保証会社が民法 5 4 8 条の 4 の規定に基づき本約款を変更する場合には、効力発生時期を定め、インターネットその他の適切な方法で周知したうえで変更することに合意します。</u></p>